

神奈川県老人保健施設協会栄養部会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、神奈川県老人保健施設協会 栄養部会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を部会担当役員の所属する老人保健施設(以下「施設」という)に置く。

(目的)

第3条 本会は、神奈川県内の施設協会栄養部会における技能と資質の向上を図るとともに、相互の連絡・調整を深め、健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前項の目的達成の為に次のことを行う。

- 1) 講習会及び研修会の開催
- 2) 会員の相互扶助
- 3) その他本会の目的達成上 必要な事項

第2章 会 員

(会員)

第5条 本会は、神奈川県老人保健施設協会の趣旨に賛同し入会した施設をもって会員とする。

第3章 役 員

(役員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

- 1) 会長 1名
- 2) 副会長 1～2名
- 3) 会計 1名
- 4) 会計監査 1名
- 5) 書記 1～2名

第7条 役員は、会員の中より選出する。

(任期)

第8条 役員は任期は2年とし、中途就任者は、前任者の残存期間とする。但し、再任は妨げない。

(任務)

第9条

- 1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長は、会長の指示を受け、業務を分担する。
- 3) 会計は、会の会計をつかさどる。
- 4) 会計監査は、会長の指示により、会の会計監査を行う。
- 5) 書記は、会の書記をつかさどる。

第10条 役員は、役員会を構成し、会務運営の議決を行う。

第4章 総 会

第11条

- 1) 総会は、年1回とする。但し、会長が必要と認めた時は、臨時総会を召集する。
- 2) 総会においては、規約の制定、改正、その他会務運営に重大な関係にある事を審議するものとする。
- 3) 総会は、会員の半数以上の出席をもって成立し、総会の決議は多数決とする。

- 4) 総会は、会員の半数以上の出席することの出来ない場合は、総会における全ての事項について他の者に委任することができる。
- 5) 規約の制定、改正は会長の承認を受けなければならない。

第5章 会 計

- 第12条 本会の経費は、神奈川県老人保健施設協会会則の定める交付金をもってこれにあてる。
- 第13条 会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 会計は、その収支を明らかにし、証拠書類とともに保管しなければならない。
- 第15条 会計監査は、会長の指示により年1回以上実施しなければならない。

第6章 付 則

- 第16条 本会の運営について、必要な事項は、役員会で決め、会長が決定する。
- 第17条 ブロック制を2005年4月より導入する。
- 第18条 本規則は、2007年5月16日より実施する。
- 第19条 本規則は、2008年5月9日より実施する。
- 第20条 本規則は、2008年5月12日より実施する。
- 第21条 本規則は、2010年5月11日より実施する。
- 第22条 本規則は、2011年5月10日より実施する。
- 第23条 本規則は、2014年5月 9日より実施する。
- 第24条 本規則は、2015年4月17日より実施する。
- 第25条 本規則は、2016年4月21日より実施する。
- 第26条 本規則は、2024年5月14日より実施する。